

特集2

「中国専利法第四次改正案」及び 「専利権侵害判定基準等の手引き(意見募集稿)」 から見える「行政ルート」による専利権行使強化への動き

【知財情報戦略室】

中国弁護士・弁理士 方喜玲／弁理士 山口和弘

2012年8月9日、中国国家知識産権局(中国特許庁)は「中国専利法第四次修正案草稿」(専利法第四次改正案、以下、「改正案」という)を公表しました。続いて、2013年9月26日、国家知識産権局は「専利権侵害判定基準と専利詐称行為認定基準の手引き」の意見募集稿(以下、「手引き(案)」という)を公表しています。

そこで、本稿では、「改正案」と「手引き(案)」を、専利(日本の特許、実用新案、意匠を含む概念)の権利侵害の救済を知識産権局に申し立てるいわゆる「行政ルート」による専利権行使強化への動きという観点から紹介します。

1. 「中国専利法第四次修正案草稿(改正案)」

「改正案」は、全般に専利権の保護強化を目的とする内容となっており、改正の要旨としては、「無効審判における決定の効力発生時期の明確化(決定公告日に効力発生)」、「行政ルートの管轄である専利業務管理部門の職権強化」及び「懲罰的賠償規定」の3点が特筆されます。

ここでは、権利行使の「行政ルート」に関する点に絞って具体的に紹介します。

(1) 専利業務管理部門の処理権限強化

現行法では、行政機関である専利業務管理部門(地方)は侵害行為の認定及び侵害行為の差止に関する権限しかなく、損害賠償に対しては、調停しか手段がありませんでした。

この点が「改正案」の60条によれば、専利業務管理部門に損害賠償を認定する権限を与えるだけでなく、市場秩序を乱す等悪質な侵害行為に対する違法所得の没収、専用設備の没収・廃棄、違法所得の4倍以下の罰金を科す等の権限が与えられます。また、全国的な影響を与える市場秩序を乱す等の悪質侵害行為に対して、国务院専利行政部門は取締を行う権限を有することになります※1。

(2) 専利業務管理部門への調査権限付与

現行法では、専利業務管理部門は専利詐称行為だけに対して封鎖・押収を含む調査・証拠取得の権限を有

していました。

「改正案」の64条では、専利権侵害行為についても、専利業務管理部門に、封鎖・押収を含む様々な調査・証拠取得の権限を付与し、専利業務の行政執法人の公務を妨害した責任を警告・「治安管理处罰法」※2により追究することができることとされています。

(3) 専利業務管理部門による懲罰的賠償認定

故意の侵害行為に対して、裁判所だけではなく、専利業務管理部門も最高三倍の懲罰的賠償を科すことができることとされています(65条)。

2. 「専利権侵害の判定基準と専利詐称行為の認定基準手引き(意見募集稿)」

「手引き(案)」においては、専利権侵害に対する判断及び専利詐称の認定についての詳しい説明があり、様々な事例も掲載されています。また、発明専利、実用新案専利、意匠専利における侵害の認定に関して、クレーム解釈、侵害判定の原則、抗弁方法等が詳しく説明されています。

「改正案」が施行された際には、行政執法の強化及び能力向上のために「手引き(案)」の最終版が用いられると見られるため、「行政ルート」での権利行使において一定の影響を持つことが予想されます。

結語

中国専利制度の特色といえる行政ルートの権利行使は、その迅速さにメリットがあり、明らかな侵害行為に対して大きな効果を期待できます。しかしながら、仮に「改正案」がこのまま施行され、行政ルートによる権利行使が司法ルートの場合と同等になった場合、これまでの権利行使戦略に変化が生じることも考えられます。

※1：現在、行政ルートの権利行使は全て地方専利業務管理部門で行われています。

※2：警察が執法する人身・罰金に関する法律

※この記事に関するお問い合わせ先：

知財情報戦略室：ipstrategy@soei-patent.co.jp